

電子納品Q & A

電子納品試行の概要

Q 1 電子納品とはどのようなものですか。

A 1 業務委託及び建設工事において、今まで紙で提出されていた最終成果品を決められた形式の電子データで納品することです。

Q 2 なぜ電子納品を行うのですか。

A 2 受注者の方にとっては、これまで紙で提出されていた成果品の製本に係る事務負担や印刷費が軽減されること、発注者にとっては、後々の維持管理において納品された電子データを有効活用すること（再利用性の向上）を目的としています。

電子納品試行対象

Q 3 何を電子納品するのですか。

A 3 県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く。）の「工事写真」と「工事完成図」を電子納品してください。

ただし、工事完成図の電子納品については紙の成果品で構いません。また、工事完成図を電子納品する場合には、紙の成果品を併せて納品してください。

なお、今回の試行では、書類（施工計画書や工事打合せ簿など）は電子納品の対象外です。

Q 4 なぜ工事完成図を電子納品する場合に、紙の成果品が必要なのですか。

A 4 工事完成図を見る場合に、紙の方が電子データに比べて見やすいことと、工事完成図を長期間保存する場合に、電子データはアプリケーションソフトの変更などによって使用できなくなるおそれがあることから、紙の成果品の納品をお願いしています。

Q 5 なぜ書類（施工計画書等）は電子納品の対象としないのですか。

A 5 すでに工事写真や図面を電子納品するための写真管理ソフトや製図ソフトが流通しており、建設業者の皆さんの多くに操作実績があることから、「工事写真」と「工事完成図」を電子納品の対象とすることにしました。

施工計画書等の書類の電子納品については、「情報共有システム」という別の有償アプリケーションソフトを利用することとなるため、まず工事写真と工事完成図の電子納品を定着させた後に検討していきたいと考えています。

Q 6 どの工事で電子納品を行うのですか。

A 6 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間は、電子納品の希望があった工事について、受注者と発注者の協議が調ったものについては、電子納品を行うことができます。

平成26年4月1日からは、電子納品を行う工事を「入札公告」と「特記仕様書」に記載します。

ただし、入札公告等に記載の無い工事であっても、発注者と協議が調った場合には、電子納品を行うことができます。

電子納品で必要なもの

Q 7 電子納品を行うには何を準備する必要がありますか。

A 7 パソコン、デジタルカメラ、製図用ソフト（CAD）、電子納品支援ソフト（各情報を一定の基準に合わせて整理するためのソフト）等が必要になります。

電子納品支援ソフトは市販品として販売されています。価格は、無料のものから数万円のものがありますので、詳しくはそれぞれのメーカーにお問い合わせください。

電子納品対象工事の検査

Q 8 電子納品を行う場合は、どのように検査を行うのですか。

A 8 電子納品を行う場合の工事検査（完成検査・中間検査）は、電子検査となります。

電子検査に必要なパソコン等の機器やビューアソフト等は、原則として受注者にて準備していただきますようお願いいたします。

Q 9 電子検査には、紙の写真帳を提出するのですか。
（二重納品を求められることはないのですか。）

A 9 紙の写真帳を準備する必要はありません。

工事写真は電子データで納品していただいていますので、電子データを検査します。

発注図面にエラーがあった場合

Q10 当初発注図面にエラーがあった場合の対応はどうすればいいですか。

A10 当初発注図面を「宮崎県電子納品チェッカー」によりチェックを行い、エラーがあった場合は、その結果について、監督員に工事打合簿により報告してください。

見つかったエラーの原因が受注者によるものでない場合は、受注者がエラーを解消する必要はありません。

また、発注図面を利用して工事完成図を作成することによって、納品時にエラーが生じる場合は、工事完成図を「工事完成参考図」として納品してください。

電子納品に関する研修

Q11 電子納品に関する研修等がありますか。

A11 建設工事の電子納品に関する研修については、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構が12月に行います。

研修の案内は公益財団法人宮崎県建設技術推進機構のホームページ（<http://www.mk-suishin.or.jp>）に掲載される予定です。

なお、この研修は、来年度以降も継続して実施する予定です。